

環境物品等の調達の推進を図るための方針

令和 6 年 4 月 19 日
奈良国立大学機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を以下のとおり定める。

I 特定調達物品等の令和 6 年度における調達の目標

令和 6 年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定する判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

コピー用紙 フォーム用紙 インジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
--	-------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー（汎用型） ステープラー（汎用型以外）	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
---	-------------------------------

ステープラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 布粘着テープ（プラスチック製クロ ステープを含む。） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース(紙めくり用ホルダーケース) 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OAクリーナー（ウェットタイプ） OAクリーナー（液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター(枠あり) 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形）（補充用を含む。） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム（台紙を含む。）	
---	--

つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
--	--

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
--	-------------------------------

4. 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	令和 6 年度に購入する物品及び令和 6 年度より新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は 100%とする。 ※コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機の調達においては、可能な限り「基準 1」による調達を目標とする。
--	--

5. 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	令和 6 年度に購入する物品及び令和 6 年度より新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は 100%とする。
--	--

6. オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小型充電式電池	令和 6 年度に購入する物品及び令和 6 年度より新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は 100%とする。
---	--

7. 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
------------------------	-------------------------------

8. 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。 ※電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫においては、可能な限り「基準値 1」による調達を目標とする。
---	---

9. エアコンディショナー等

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストープ	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。 ※業務用エアコンディショナーにおいては、可能な限り「基準値 1」による調達を目標とする。
---	---

1 0．温水器等

ヒートポンプ式電機給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
--	-------------------------------

1 1．照明

L E D 照明器具 L E D を光源とした内照式表示灯 電球形 L E D ランプ	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。 ※ L E D 照明器具においては、可能な限り「基準値 1」による調達を目標とする。
---	---

1 2．自動車等

乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。 ※ 小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ、乗用車用タイヤにおいては可能な限り「基準値 1」による調達を目標とする。
---	---

1 3．消火器

消火器	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
-----	-------------------------------

1 4．制服・作業服等

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
----------------------	-------------------------------

1 5．インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タイルカーペット ニードルパンチカーペット タフテッドカーペット 織じゅうたん 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。 ※ タイルカーペットにおいては、可能な限り「基準値 1」による調達を目標とする。
--	---

16. 作業手袋

作業手袋	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
------	-------------------------------

17. その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
---	-------------------------------

18. 設備

太陽光発電システム	調達の予定はない。
太陽熱利用システム	調達の予定はない。
燃料電池	調達の予定はない。
エネルギー管理システム	調達の予定はない。
生ゴミ処理機	調達の予定はない。
節水器具	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
給水栓	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
日射調整フィルム	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
低放射フィルム	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
テレワーク用ライセンス	170 ライセンスを調達目標とする。
Web会議システム	1 システムを調達目標とする。

19. 災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
--	-------------------------------

20. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材・建設機械等を使用する場合は、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足する以下の資材・建設機械等を使用するものとする。

なお、これ以外の品目の目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

- ・建設汚泥から再生した処理土については、再資源化施設への距離、建設発生土の工事間利用、再生材の発生状況などを留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏込め材等において、その使用を推進する。
- ・土工用水砕スラグについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏埋め材等において、その使用を推進する。
- ・銅スラグを用いたケーソン中詰め材については、ケーソンの中詰め材として、その使用を推進する。
- ・フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材については、ケーソンの中詰め材として、その使用を推進する。
- ・地盤改良用製鋼スラグについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。
- ・ポンプについては、プレミアム効率モーターの使用に留意しつつ、空調用の用途において、その使用を推進する。
- ・排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管については、建物の排水・通気用に塩化ビニル管を用いる場合においては、その使用を推進する。
- ・自動水栓、自動洗浄装置及びその組み込み小便器については、使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
- ・大便器については、洗浄水量に留意しつつ、使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
- ・再生材料を使用した型枠については、通常品と同等以上の施工性及び経済性が確保されたものであることに留意しつつ、その使用を推進する。
- ・合板型枠については、供給状況に留意しつつ、その使用を推進する。
- ・排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械については、教育研究等の環境保全の観点から、その使用を推進する。
- ・低品質土有効利用工法については、現場内再利用ができる工種等がある工事において、建設発生土の場外搬出を削減する観点から、その使用を推進する。
- ・建設汚泥再生処理工法については、建設汚泥が発生する現場であって、現場内再利用ができる工種等がある工事において、現場内再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、その使用を推進する。
- ・コンクリート塊再生処理工法については、コンクリート塊の発生する現場であって、現場内再利用ができる工種等がある工事において、現場内再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、再生骨材及び再生コンクリートとして現場内利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。
- ・路上表層再生工法については、アスファルト混合物の層の厚さが 10cm 以下の道路の表層を補修する場合に、その使用を推進する。
- ・路上再生路盤工法については、アスファルト混合物の層の厚さが 10cm 以下の道路の路盤を補修する場合に、その使用を推進する。
- ・伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法については、道路等の切土、盛土法面において、その使用を推進する。
- ・泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法については、建築工事の仮設工事において山留工事としてソイルセメント柱列壁工法を採用する場合に、その使用を推進する。
- ・排水性舗装については、道路交通騒音を減少させる必要がある道路において、その使用を推進する。
- ・透水性舗装については、雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない舗装工事において、その使用を推進する。

- ・屋上緑化については、荷重の増大による構造体への影響に留意し、建物の屋上などでの整備を推進する。

2 1. 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。
自動車整備	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
庁舎管理	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
植栽管理	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
加煙試験	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
清掃	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
タイルカーペット洗浄	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
機密文書処理	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
害虫防除	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
輸配送	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
旅客輸送（自動車）	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。
クリーニング	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
飲料自動販売機設置	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
引越輸送	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
会議運営	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
印刷機能等提供業務	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

2 2. ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
------------	-------------------------------

II 特定調達物品等以外の令和 6 年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努める。画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、家電製品については、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

III その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 本調達方針は全ての部局を対象とする。
2. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
3. 調達する品目に応じて、エコマークや、エコリーフなどの第三者機関による環境ラベルの情報を十分に活用することにより、基本方針に定める判断の基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
4. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン調達を推進するよう働きかける。
5. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン調達を推進する。

6. 本調達方針に基づく物品調達担当窓口は機構財務課、公共工事担当窓口は機構施設課とする。